

タウンミーティング 2012 開催結果

1 開催趣旨

姫路市自治基本条例の制定に向け、多くの市民意見を反映させるため、「姫路市自治基本条例 骨子（案）」などについて、市長と市民による意見交換を市内3ヶ所で開催。

2 第1回開催概要

- (1) 日時 平成24年7月14日（土） 13:00～15:50
- (2) 場所 ネスパルやすとみ 2階 多目的ホール
- (3) 参加者 姫路市 市長、市長公室長、市民局長
一般参加者 公募市民等 41名、中学生 19名
講師・コーディネーター
NPO法人 NPO政策研究所
専務理事 相川 康子 氏（姫路市自治基本条例検討懇話会委員）

3 第2回開催概要

- (1) 日時 平成24年7月28日（土） 13:00～15:30
- (2) 場所 市役所北別館 2階 中会議室
- (3) 参加者 姫路市 市長、市長公室長、市民局長
一般参加者 公募市民等 66名、中学生 22名
講師・コーディネーター
同志社大学大学院 総合政策科学研究科
教授 新川 達郎 氏（姫路市自治基本条例検討懇話会会長）

4 第3回開催概要

- (1) 日時 平成24年8月19日（日） 13:00～15:20
- (2) 場所 南保健センター 1階 健康教育室
- (3) 参加者 姫路市 市長、市長公室長、市民局長
一般参加者 公募市民等 51名、中学生 30名
講師・コーディネーター
兵庫県立大学 自然・環境科学研究所
助教 藤本 真里 氏（姫路市自治基本条例検討懇話会委員）

5 意見交換の主な内容

〔中学校の部〕

- ・ **行政運営の見直しは、誰がどのようにして評価や見直しを行うのか。**
 - ⇒ 業務を直接担当する職員が提案し、改善等について検討を行い、最終的には市役所全体で決定して取り組んでいる。（市長）
 - ⇒ 行政運営の見直しは、行政職員以外にも、議会や行財政改革市民会議という市民等が参加する組織においても行っている。（コーディネーター）
- ・ **国外との交流で手に入れた情報を、まちづくりのどのあたりで活用されるのか、具体的な内容を教えて欲しい。**
 - ⇒ 外国には色々な進んだまちづくりの手法等があるので、交流することで、互いが情報や技術を利用し、住みよいまちを作っていくということに取り組んでいる。現在、海外の6都市と姉妹都市交流を行っている。（市長）
- ・ **市長にはどのような役割があるか、具体的に教えて欲しい。**
 - ⇒ 市長の業務は、間接民主主義により市民の負託を受けて行っており、企業や教育の環境整備など、様々な内容に取り組んでいる。自治基本条例でも重要なものとして位置付けているように、市民の意見を聴き、それを踏まえて職員に指示を出すことが主な業務である。（市長）
- ・ **市民が自分から参画できる機会とは、どのようなものか。**
 - ⇒ タウンミーティングや計画等の策定時のパブリック・コメント手続のほか、市のアンケート調査など、様々な市民参画の取り組みを行っており、ホームページや広報紙で案内しているので、ぜひ参加をお願いしたい。（市長）
- ・ **子どもが市政に関心を持つように情報共有を行うというのは、具体的にどのようなことをしていくつもりなのか。**
 - ⇒ 情報提供は、ホームページや広報紙、市の職員が学校などに出向いて行う出前講座などで子どもたちに市政の情報を伝えていく。また、子どもたちも日頃の身近な出来事を通じて、市政に関心を持ってもらいたい。（市長）
- ・ **自治基本条例について、図などを入れた分かりやすい冊子を作って欲しい。また、条例を周知するために、市内の中学生にプリントを配ってみてはどうか。**
 - ⇒ 冊子やプリントについては、検討させていただきたい。また、市のホームページに様々な情報を掲載しているので見ていただきたい。（市長）
- ・ **市民の意見を直接聞く取り組みはどのように行っているのか。**
 - ⇒ タウンミーティングや市の窓口対応、パブリック・コメント手続等により、市民の意見を聴取するとともに、自治基本条例の中で、市政に関する特に重要な事案について住民の意思を確認する住民投票の規定を設けたいと考えている。また、いただいた意見については、担当部署でできる限り反映させるよう努めている（市長公

室長)

⇒ 市役所や支所等に設置した市民アイデアポストに、意見を書いた用紙を提出していただいたり、FAXやメールにより意見を直接提出いただく「市民の声」という仕組みがあるので、利用してもらいたい。(市民局長)

- ・ 中学校の授業で地方自治の勉強をする場合に、姫路市を事例にした学習ができればよいと思う。小学生用や中学生用、大人用といった段階別のパンフレットを作れば、より市政に関心を持ってもらえるのではないか。

⇒ 学校で姫路市のことを勉強するのに、市政出前講座を活用していただくこともできるので、先生と相談の上、申し込んでいただきたい。(市民局長)

- ・ 姫路市をよりよいまちにするためにどんなことをモットーにしているのか。また、自治基本条例を制定した場合、自分たちの生活にどのような影響があるのか教えて欲しい。

⇒ 姫路市は「ふるさと・ひめじプラン 2020」という総合計画を策定し、「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」ということをモットーにしている。この下に三本の柱として「自然との共生」、「人と人との共生」、「歴史・文化との共生」を掲げ、様々な取り組みを推進している。(市長)

⇒ 条例の制定により生活がどのように変わるのかについては、例えば、市が情報を提供するに当たり、より詳細に行うことや、また、まちづくりの活動が活発化し、地域の皆さんと一緒に活動していただく機会が増えることが考えられる。(市長公室長)

[一般の部]

- ・ 姫路市の財政運営を持続的にするために、市の借金についてこのようにしたいといった目標等が必要ではないか。

⇒ 市では、駅前整備をはじめ様々な事業を進めているため、市債を発行している。市債は業務量とのバランスに応じて発行するものであるから、市債等に関する情報を、市民に分かりやすく公表していくことが重要だと考えている。(市長)

- ・ 自治基本条例に基づき、教育に関する基本条例をつくる必要があるのではないか。

⇒ 自治基本条例の検討において教育の問題について焦点を当てて議論はしていないが、教育委員会は自治基本条例の趣旨に基づき、情報共有や参画、協働を行いながら運営していくことになると考えている。どこまで対応できるかどうかは、自治基本条例の制定後に運用していく中で考える必要がある。(コーディネーター)

- ・ 市民の定義をみると、暴力団等の悪意がある団体が含まれると思うが、このような団体が市政に介入するというのは、問題があるのではないか。

⇒ 骨子の中では、どのような団体が対象になるのかを書いていないが、考え方とし

て、まちづくりを一緒にやっという観点から、幅広くとらえた表現として
いる。反社会的団体による過度な請求等は自治基本条例の対象外であるといった内
容は、逐条解説等で示していきたいと考えている。（市長公室長）

- ・ 市長や市議会、連合自治会等が一生懸命取り組まれている現状において、自治基本
条例は必要ないと感じている。また、条例で規定しようとしている住民投票制度は、
市長や議員を選挙で選ぶ間接民主制の中に、住民の意見を直接確認する直接民主制を
導入することは、現在の制度の崩壊を招くものではないか。

⇒ 条例の不要論については、条例の中身を詰めさせていただきたい。住民投票は、
案件ごとに条例を定めて実施することとしているが、住民に責任を転嫁せず、責任
を持って市政を運営するためにも、慎重に実施すべきものであると考えている。（市
長）

⇒ 自治基本条例は、これまで市で制定している条例等の考え方や運用の仕方が市民
のためになっているのかというのを考え直す狙いもあると考えている。また、住民
投票制度については、最終的な市の決定をする際の参考にしていただく仕組みとい
う風にご理解いただきたい。（コーディネーター）

- ・ 自治基本条例が制定された後に、これが条例として問題があったということになっ
た場合には、誰が責任を取るのか。また、条例の検討のために税金を使って学識経験
者を呼ぶことや、姫路市に税金を払っていない市外の人が市民に含まれまちづくりの
権利を得るということが納得できない。

⇒ 自治基本条例のような市民の権利義務に関わるものを検討する場合には、行政が
専門的な見地による意見を参考にすることで、外部の専門家が必要であると
考えている。また条例の検討は、姫路市のまちづくりが進んでいくことを願って進
めているものであり、これまでの市民の方々の活動の上に、それをさらにどう発展
や充実をさせていくのか、という観点で考え、そこでよい結論を出していくとい
うことが、税金を使うことに対する成果であると考えている。（コーディネーター）

⇒ 条例の制定に関する責任は、市長が持つことになる。現在・過去・未来の市民に
責任の持てる市政を運営することにしており、その手段の1つとして自治基本条例
の検討を進めている。市民については、運命共同体的意識を持っておられる方を考
えており、例えば市内に通勤しておられる方は、企業活動を通じて姫路市の経済に
貢献していただいていることから、市民としたいと考えている。（市長）

- ・ 条例の制定により、市民参画が活発化することが考えられるが、反社会的団体が素
性を隠して市政に介入してきた場合には、どのように対応するのか。

⇒ 自治基本条例の市民の権利や責務は、まちづくりに関するものを前提に考えてお
り、権利ばかりを主張する団体や責務にそぐわない活動を行う反社会的な団体は、
条例の対象外であることを示し、危険回避をしていきたい。（市長公室長）

⇒ 条例の中では、まちをみんなで住みよいものにしていく時には、罰則はないが、

責任と義務もあるということを謳っていきたい。(市長)

- ・ 自治会とNPO法人やボランティア団体の活動の考え方で対立があった場合は、どちらが優先するのか。また、資料に「市民の役割」としてまちづくりにかかるお金などを負担することが書かれているが、これは増税するという事なのか、もしくは、お金を払えば姫路市に定住していない人も市政に参加できるという意味のどちらなのか。
 - ⇒ 自治会とNPO等の意見の対立がある場合は、話し合いの中で調整し、お互いに譲り合とういうのが基本であり、どちらが優先かということはない。(市長)
 - ⇒ まちづくりにかかるお金などの負担は増税ということではなく、また、お金を払えば何かの権利を手に入れるということではない。既に税金を負担いただいているということが、分任の1つであり、地域で求められて会議や清掃活動に出席することもまちづくりの中の分担だという意味で規定を設けている。(市長公室長)
- ・ 市民がまちづくりや市政をどうするのかについて決定することに主体的に参加するのであれば、悪用されないようにする危機管理の仕組みが必要である。そのような決定の際には、市議会の承認が必要であるということを進めていただきたい。また、自治基本条例を逆手に取って悪用される恐れが十分にあると思うので、そのような介入を未然に防止するという意味でも、市民の定義をあまり広くせずに、日本国籍を有する姫路に住居がある人ということに限定して欲しい。
 - ⇒ 危機管理についての配慮は非常に重要であり、特にまちづくりの何か効果を持つ決定というのは、議会の承認も必要であり、行政も関わりチェックする必要がある。市民というのは、同じ目標を持つ運命共同体ということを考えており、ご心配の内容については、細心の注意を払う必要がある。(市長)
- ・ 検討中の住民の定義は「市内に住居を有するもの」となっているが、これは外国人が含まれるのか。そうであれば、外国人参政権と同じ効力を有することになると思うので、市長の見解を伺いたい。また、資料の住民投票の項目に、「市長は住民投票の結果を尊重すること」とあるが、この尊重という言葉は、例えば、議会の決定内容と住民投票の結果が対立した場合、どちらの意見を尊重されるかという点について教えていただきたい。
 - ⇒ 住民の定義には、外国人が含まれる。住民投票は、案件によりその都度条例つくることとしており、案件によっては日本に住んでおられる外国の方の意見も尊重しなければならないといった場合も発生する。結果については、尊重することにしてはいるが、市政の決定を住民投票に委ねるのは、責任を市民に転嫁することになるため、安易に実施することは反対である。(市長)